

船舶事故調査報告書

平成29年1月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	平成28年8月5日 03時30分ごろ
発生場所	青森県階上町追越漁港東方沖 追越港東防波堤灯台から真方位087° 1.0海里付近 (概位 北緯40° 28.1′ 東経141° 40.8′)
事故の概要	漁船第三十七海漁丸は、航行中、定置網に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	平成28年10月6日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第三十七海漁丸、19トン AM2-5396（漁船登録番号）、個人所有 第212-07739号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 バルバスバウが破損 定置網 ワイヤロープ3本が破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、船長が単独で操船を行い、青森県八戸市鮫角沖を通過後、漁場に向けて約8～9ノットの対地速力で自動操舵により航行した。</p> <p>本船は、船長が、背もたれの付いた椅子に腰を掛けて操船を行っていたところ、居眠りに陥り、予定針路線から陸岸寄りにずれて航行した。</p> <p>船長は、何かに接触するような衝撃を感じて目が覚め、沖に向けて変針したところ、周囲の浮きを見て、本船が定置網に進入していたことを知り、機関を停止した。</p> <p>本船は、定置網で作業中の漁船により引き出され、自力で航行して八戸市八戸漁港に入港した。</p> <p>船長は、連日の作業による疲労があり、周囲の他船が同じ方向に航行していたので気が緩んだと本事故後に思った。</p> <p>船長は、何かの拍子に遠隔操舵装置のダイヤルが動き、手動操舵に切り替わるなどして、針路が変わったのではないかと本事故後に思った。</p>
分析	本船は、単独で操船中の船長が居眠りに陥ったことから、予定針路線から陸岸寄りにずれて航行し、定置網に乗り入れたものと考えられ

	<p>る。</p> <p>船長は、自動操舵で航行したこと、連日の操業による疲労が蓄積していたこと、周囲の他船が同じ方向に航行していたこと、及び背もたれの付いた椅子に腰を掛けて見張りを行っていたことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、夜間、本船が、単独で操船中の船長が居眠りに陥ったため、予定針路線から陸岸寄りにずれて航行し、定置網に乗り入れたことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 疲労などを感じている場合、椅子に腰を掛けるなどの楽な姿勢で見張りを続けず、時々椅子から立ち上がるなど、居眠り運航を防止する措置を採ること。</li></ul>